

バーゼル条約第 15 回締約国会議の結果の概要

令和 4 年 6 月 21 日（火）

1 バーゼル条約附属書改正等

本会合では、同条約の附属書を改正し、これまでの規制対象であった有害な電子・電気機器廃棄物(E-waste)に加えて、非有害なE-wasteについても条約の附属書IIの規制対象とすることが決定いたしました。また、併せて同条約の対象となるE-wasteの規定方法の見直しに関する議論がなされ、どのような性状・形状のE-wasteが条約の規制対象になるのかが明確になりました。附属書ごとの改正内容は下記の通りです。

この改正附属書は2025年（令和7年）1月1日から発効します。

なお、今回の附属書の改正は、非有害のE-wasteの輸出を禁止するものではありませんが、附属書改正の発効以降は、非有害のE-wasteの輸出に当たって、輸出の相手国の同意が必要となります。

| 附属書の種類 | | 主な改正内容 |
|----------|----------------------|---|
| 附属書 II | 規制対象となる非有害な廃棄物のリスト | 従来附属書IXにB1110として規定されていた非有害なE-wasteを、Y49として本附属書に追加。併せて、どのような性状・形状のE-wasteが対象になるのか（機器本体、部品、処理に伴う廃棄物）を明確化。 |
| 附属書 VIII | 規制対象となる有害な廃棄物のリスト | 従来A1180として規制されていた有害なE-wasteについて、どのような性状・形状のE-wasteが対象になるのか（機器本体、部品、処理に伴う廃棄物）を明確化。 |
| 附属書 IX | 規制対象とならない非有害な廃棄物のリスト | 既存のE-Wasteに関連する規定（B1110）を削除。 |

2 水銀廃棄物について

前回（第14回）締約国会議において、「水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン」を更新することが決定されました。日本がリード国として、水俣条約での決議を反映するなどの更新作業を行ってきましたが、今次会合において、更新された同ガイドラインが採択されました。

3 有害廃棄物の処分に関する技術ガイドラインの採択

日本とカナダがリード国となっていた「陸上焼却に関するガイドライン（D10ガイドライン）（エネルギー回収に関するガイドライン（R1ガイドライン）を含む）」及び「特別な設計を施した最終処分場に関するガイドライン（D5ガイドライン）」について、更新されたガイドラインが採択されました。

4 各種技術ガイドラインの採択、議論の状況等
（POPs廃棄物について）

今次会合において、3つのガイドライン(総合ガイドライン、PFOS/PFOAガイドライン、農薬ガイドライン)の更新が採択されました。

(プラスチックの処理に関するガイドラインについて)

プラスチック廃棄物の適正処理に関するガイドラインの改正について議論されました。さらなる改訂作業を進めるため、すでに設置されている会期間小作業部会の設置期間を延長し、検討を進めることとなります。本部会の結果を踏まえ、2023年(令和5年)に開催される公開作業部会においてさらなる議論が行われる見込みです。